

国民健康保険法について

一五二二二

去年から、ある意味ではその前にも申し上げたこともあるのですが、御提案を申し上げながら、私の言っている方法だけが唯一だとは思いませんけれども、いずれにしても、国保の保険者が自分のところの被保険者を捕捉して適正にその保険料を賦課できるようなシステムを整えるということの必要性は、再三申し上げ、答弁されるほうも否定はされておらないわけですね。しかし、一向に進まないという状況で今日に至っているわけで、国保の財政の悪化を招き、被用者保険への負担の転嫁、こういうことの一因にもなっているわけなのでございますけれども、ただいまの御答弁でも、どうもはつきりしない。

こういふふうに聞けばいいのでしょうか。それでは、いつからそういうシステムが導入できるようになさるうとしているのでしょうか。

高木政府参考人 問題は、やはり方法論だろうと思います。物すごい事務負担というものを伴うような形、いわゆる事務負担もいとわれないということであれば、それはそれなりの方法があるうかと思えますけれども、その辺も勘案して、最も効率的でかつ適切な仕組みというものがどんなものがあるかという、そこら辺が、いろいろ検討しておりますけれども、決定的にこれというものはなかなかないということで、年金の受給者等については、年金のシステムある

いは年金の加入関係等々を使いながらというようなことを推奨しておりますけれども、さらに、その市町村に本当に住んでいるのかどうかということの登録すらしていないケースについては、なかなか把握しにくいという問題がございますので、そういった意味で、なかなか決定的な方法論が見出せないということでございます。

金田委員 お聞きすればするほど、本当にやる気があるんだろかなと思わざるを得ないわけですね。被用者保険の被保険者資格を喪失する、自動的に国保の被保険者になる、しかし、国保の保険者はそのことを知るすべもないというのが現状だということなんです。たまたま住民登録をしていないとか無国籍だとか、そういう特別な方を取り上げてどうこう申し上げているわけではないわけで、通常の状態、ほとんどそれでカバーできる状態をまずカバーしていただいて、あと、特別なものはそれなりの手を後で考えていただければいいと思うのです。

結局は、これは被用者保険のためにもなるわけですが、国保の財政が悪化するということは、結局は被用者保険への負担のツケ回しということに現実になつていくわけですから。そういう意味では、被用者保険の御協力もいただいて、被用者保険の資格を喪失をした、国保として適正に捕捉をして保険料賦課できる、そういうシステムを全体でつくることだと思っております。それは必要だということはお認めになる、しかし、難しいからどうなるかわかりませんということでは話が進んでしまつて、もう一年も二年もたつている。

今の答弁ですと、これから先も皆目見当がつかないということの

ようなんですが、そんなことじゃだめなんではないですか。きちんと、どういう方法があるか、検討機関を設けるなら設ける、被用者保険と国保との間で期限を決めて具体的に作業に入るといったようなシナリオを書きませんか。

高木政府参考人 被用者保険の資格を喪失した人につきましては、これは、これまでも事業主を通じまして資格喪失の証明書等、離脱者、いわゆる喪失者に交付してもらうとか、あるいはまた国保の資格取得届を早期に提出するように指導してもらうとか、そういった手は打ってきておるわけでありまして。ただ、それが義務的に今行われていないということでありまして、そういった意味で、この被用者保険の資格を喪失した被保険者に関しては、私どもとしても、これまでいろいろな角度から努力をしてきておるわけでありまして。

そのほか、これだけではありませんで、いろいろなケースがありますから、もっとこれよりも把握しにくいケース、こういった面について、なかなか完璧な手法というものが見出せないもので、いろいろ検討しておりますけれども、今のところ、検討中、こんな格好になっているわけでありまして。

金田委員 何回も、時間ばかり食って、聞くほうも聞きたくないのですけれども、聞いておりますと本当にやる気が全く伝わってこないものですから、再度聞かせていただきたいと思うのです。

被用者保険の被用者資格を喪失をした、国保に入らざるを得ない状態になった、その場合に、その旨を被用者保険の保険者に国保に対する通知義務を課する、それで、当該被保険者が国保の加入手続

をとる、その旨が国保の保険者から被用者保険に通知が来て、そこで資格を喪失させる。この、無保険者といえますか、そういう状態をつくらないシステムなんというのは、そう手間暇かからずできるのじゃないですか。そのことが被用者保険へのツケ回しを少しでも緩和することができるとすれば、被用者保険にとつても何もマイナスではない。国民皆保険というのは、そういうシステムをつくらないでだめなんじゃないでしょうか。

それらを含めて、本当に措置をとるということをお答えいただきたいと思うのですし、それをいつからやるのかということ、せめて一年先ぐらいをめどにということでお答えできませんでしょうか。

高木政府参考人 被用者保険の資格、できないことばかり申し上げているような感じなので、余計先生のほうはやる気がないのでないかというふうに受けとめられるかもしれないのですが、被用者保険といってもいろいろありますから、そういった中で、A保険者の保険を離脱したとしても、それがストレートに今度国保に行くというわけではありませんで、ほかの企業に勤めるとかそういった他の被用者保険に入るといったケースもあるものですから、そういった意味で、義務づけるといった方がいいのか、あるいは、従来やっておりますように、事業主に協力を求めて、その辺のところについて資格を喪失した被保険者を指導していただくといえますか、その旨知らせていただくというほうがいいのか、そこら辺の問題だろうと思います。

私どもとしては、まだ義務づけするところまではなかなか難しい

かな、こんなふうを考えておるわけでありまして、先生がおっしゃっている趣旨に対して、私ども、できないできないと申し上げているわけではありませんので、そこら辺の義務づけが適当なのか、それとも、そういった指導ベースでやっていかざるを得ないのか、その辺のところではないかと思っております。

金田委員 それは、何らかの